



12. 木造住宅の耐震関係補助金

(1) 耐震診断費補助金

診断希望者が見附市に耐震診断を申し込み、耐震診断にかかった費用を診断士に全額支払った後、市から診断希望者に対し補助します。

対象者	市内に補助対象となる木造住宅の所有者または居住者で市税等の滞納がない人
対象住宅	①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
耐震診断	耐震診断とは、壁の配置や建物の傷み具合を目視により調査し、その建物に必要な強さと現在実際に持っている強さを比較し、評価します。
補助金額	下表のとおり
受付期間	令和3年4月12日（月）から令和3年11月26日（金）まで ※令和3年12月10日（金）までに実績報告書を提出してください。

表 補助金額

延べ面積	診断費用	補助金額 (限度額)	自己負担額
70㎡以下	70,000円	60,000円	10,000円
70㎡を超え175㎡以下	80,000円	70,000円	
175㎡を超える	100,000円	90,000円	

※診断費用は（社）新潟県建築士会長岡支部見附ブロック会との協定金額を参考として示しています。

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線 250) FAX:0258-63-5775